

## 「職場のハラスメント撲滅に向けて」

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知啓発活動を行っています。兵庫労働局では「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しており、ハラスメント被害等を受けた労働者等からの相談に丁寧に対応するとともに、紛争解決援助制度等を活用した迅速な紛争解決を図ります。職場のパワハラ、セクハラ、マタハラの相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する相談にも対応します。

（参考）令和6年度、兵庫労働局におけるハラスメント相談件数

パワーハラスメント（2,282件）、セクシュアルハラスメント（337件）、妊娠・出産等ハラスメント（34件）、育児・介護休業等ハラスメント（45件）

### ■兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

相談窓口：兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

受付時間：9:00～17:00 ※平日のみ

電話番号：078-367-0820

